

手 当 ・ 年 金

東浦町障害者手当

1 対象・手当額

身体障害1級・2級、療育A判定、 身体障害3級と療育B判定の合併、精神障害1級	月5,600円
身体障害3級、療育B判定、精神障害2級	月4,300円
身体障害4級、療育C判定、精神障害3級	月2,200円
身体障害5級・6級	月1,600円

※東浦町に住所を有する方。

※施設入所者（障害者入所施設・特別養護老人ホーム・養護老人ホーム・軽費老人ホーム・児童養護施設・障害児入所施設等）は除きます。

※手当受給後に施設入所した場合などは喪失届、退所した場合は申請書の提出が必要です。

2 所得制限 無

3 支給月 手当申請月の翌月から支給となります。

4月（12月分から3月分）、8月（4月分から7月分）、

12月（8月分から11月分）

4 申請先 障がい支援課

愛知県在宅重度障害者手当

1 対象・手当額

身体障害1～2級を有して療育A判定	月15,500円
身体障害1～2級、療育A判定、 身体障害3級の障害を有して療育B判定	月6,750円

※施設入所者（障害者入所施設・特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護療養型医療施設及び介護医療院・養護老人ホーム・軽費老人ホーム・児童養護施設・障害児入所施設等）、病院等に3か月以上の入院者、並びに特別障害者手当、障害児福祉手当及び経過的福祉手当の受給者、また65歳以上で初めて身体障害者手帳、療育手帳の交付を受けた方は除きます。

※手当受給後に、施設入所した場合などは喪失届、退所（退院）した場合は申請書の提出が必要です。

2 所得制限 有

3 支給月 手当申請月の翌月から支給となります。

4月（12月分から3月分）、8月（4月分から7月分）、

12月（8月分から11月分）

4 申請先 障がい支援課

5 留意事項 手当受給者は8月に所得現況届の提出が必要です。併給制限 有。

特別障害者手当

1 対象・手当額

いずれも目安であり診断書等により判断します。

20歳以上の身体障害1～2級の障がい有して療育A判定	月34,830円
20歳以上の身体障害1～2級の障がい、療育A判定	月29,030円
20歳以上の上記以外 ・重度（身体障害者手帳1～2級）の障がい重複している方 ・重度（身体障害者手帳1～2級）の肢体不自由で、かつ、日常生活に特別な介護を必要とする方 ・心臓、じん臓等の内部障がいがあり、絶対安静を必要とする方 ・知的障がいまたは精神障がいがある方、日常の動作、行動にほぼ全面的に介護が必要な方 など	月27,980円

※施設入所者（障害者入所施設・特別養護老人ホーム・介護老人ホーム・軽費老人ホーム・児童養護施設・障害児入所施設等）及び病院、介護老人保健施設・介護療養型医療施設に3か月以上の入院（所）者を除きます。

※手当受給後に、施設入所した場合などは喪失届、退所（退院）した場合は申請書の提出が必要です。

2 所得制限 有

3 支給月 2月、5月、8月、11月

4 申請先 障がい支援課

5 留意事項 手当受給者は8月に所得現況届の提出が必要です。併給制限 有。

障害児福祉手当

1 対象・手当額

いずれも目安であり診断書等により判断します。

20歳未満の身体障害1～2級の障がい有して療育A判定	月22,120円
20歳未満の身体障害1～2級の障がい、療育A判定	月16,370円
20歳未満の上記以外の障がい、症状で常時介護が必要な方	月15,220円

※障がいを事由とした年金の受給者及び施設入所者を除きます。

※手当受給後に、施設入所した場合などは喪失届、退院（所）した場合は申請書の提出が必要です。

2 所得制限 有

3 支給月 2月、5月、8月、11月、

4 申請先 障がい支援課

5 留意事項 併給制限 有。

経過的福祉手当

1 対象・手当額

次のいずれかに該当し、従来の福祉手当受給者のうち、特別障害者手当、障害基礎年金及び特別障害給付金のいずれも受けることができない方。

20歳以上の身体障害1～2級の障がいをして療育A判定	月 22,120 円
20歳以上の身体障害1～2級の障がい、療育A判定	月 16,370 円
20歳以上の上記と同程度の障がい、症状で常時介護が必要な方	月 15,220 円

※施設入所者を除きます。

※手当受給後に、施設入所した場合などは喪失届の提出が必要です。

- 2 所得制限 有
- 3 支給月 2月、5月、8月、11月、
- 4 申請先 障がい支援課
- 5 留意事項 併給制限 有。

特別児童扶養手当

1 対象・手当額

次のいずれかに該当する20歳未満の障がい児を育てている方に手当を支給します。

療育（IQ35以下程度）A判定、身体障害1～2級程度、同程度の障がい症状を有する方	月 53,700 円
療育（IQ50以下）B判定、身体障害3級（4級の一部を含む）程度、同程度の障がい症状を有する方	月 35,760 円

- 2 所得制限 有
- 3 支給月 4月、8月、11月
- 4 申請先 障がい支援課
- 5 留意事項 手当受給者は8月に所得現況届の提出が必要です。併給制限 有。

児童扶養手当

1 対象・手当額

父又は母が重度の障がいのある家庭、父又は母と生計を同じくしていない家庭で18歳以下（18歳到達の年度の末日）の児童（一定の障がいがある場合は20歳未満）を育てている方。

区 分	全額支給される者	一部支給される者
児童1人のとき	月 44,140 円	月 44,130 円～10,410 円
児童2人のとき	月 54,560 円	月 54,540 円～15,620 円
児童3人以上のとき（1人増すごとに）	月 6,250 円加算	月 6,240 円～3,130 円加算

- 2 所得制限 有
- 3 支給月 1月、3月、5月、7月、9月、11月
- 4 申請先 児童課
- 5 留意事項 手当受給者は8月に所得現況届の提出が必要です。

愛知県遺児手当

1 対象・手当額

父又は母が重度の障がいのある家庭、父又は母と生計を同じくしていない家庭で18歳以下（18歳到達の年度の末日）の児童を育てている方。

支給開始後1～3年目まで	月4,350円
支給開始後4～5年目まで	月2,175円

2 所得制限 有

3 支給月 1月、3月、5月、7月、9月、11月

4 申請先 児童課

5 留意事項 手当受給者は8月に所得現況届の提出が必要です。

東浦町遺児手当

1 対象・手当額

父又は母と生計を同じくしていない児童（父又は母が重度の障がいをもつ家庭を含む）で18歳以下（18歳到達の年度の末日）の児童を育てている方。

遺児1人につき	月5,000円
---------	---------

2 所得制限 有

3 支給月 1月、3月、5月、7月、9月、11月

4 申請先 児童課

5 留意事項 手当受給者は8月に所得現況届の提出が必要です。

障害基礎年金

1 対象者 障がいのある方（国民年金法の障がい等級に該当する方）で決められた保険料納付要件を満たしている方。

2 支給開始時期 受給権発生年月の翌月から

3 年金額等

1級	年額 972,250円 + 子の加算額
2級	年額 777,800円 + 子の加算額
第1子・第2子	各 223,800円
第3子以降	各 74,600円

※年金の等級は障がい者手帳とは異なります。

4 内容

- ・国民年金の被保険者期間中に初診日がある病気・けがによって生活や仕事などが制限され、国民年金法の障がい等級に該当したとき支給されます。（保険料の納付要件があります。）
- ・20歳に達する前に初診日がある病気・けが・知的障害・発達障害等の障がいがあり、20歳に達した時に、国民年金法の障がい等級に該当していれば支給されます。（保険料の納付要件はありません。）

※請求するためには診断書が必要です。診断書の作成について、

かかりつけ医に相談し、定期的に医療機関を受診してください。
20歳前障害については、申請前に事前相談（18歳6ヶ月以前）
することをおすすめします。

5 申請先 保険医療課

障害厚生・障害共済年金

- 1 対象者 障がいのある方（厚生年金保険法の障がい等級に該当する方）で
決められた保険料納付要件を満たしている方。
- 2 支給開始時期 受給権発生年月の翌月
- 3 種類
 - ・1級 障害基礎年金と併せて支給
 - ・2級 障害基礎年金と併せて支給
 - ・3級 障害基礎年金は支給されません※年金の等級は障がい者手帳とは異なります。
- 4 内容
 - ・厚生年金の被保険者・共済組合の組合期間中（在職中）に初診
日がある病気・けががもとで障がい者となったときに国民年金の
障害基礎年金に上乗せして支給されます。
 - ・障がい等級3級の場合は、厚生年金・共済組合の独自給付として
支給されます。
- 5 申請先 厚生年金・・・年金事務所
共済年金・・・共済組合

特別障害給付金

- 1 対象者
 - ・平成3年3月以前の国民年金任意加入対象であった学生
 - ・昭和61年3月以前の国民年金任意加入対象であった被用者（厚生
年金、共済組合等の加入者）の配偶者であって、当時、任意加入していなかった期間内に初診日があり、
現在、障害基礎年金1級、2級相当の障がいに該当する方。ただし、65歳に達する日の前日までに当該障がい状態に該当された方
に限られます。
- 2 支給額等
 - ・障害基礎年金1級に相当する方 52,300円
 - ・障害基礎年金2級に相当する方 41,840円※等級は障がい者手帳とは異なります。
- 3 内容 国民年金の任意加入期間に加入しなかったことにより障害基礎年
金等を受給していない障がい者の方に給付金を支給します。
- 4 申請先 保険医療課

心身障害者扶養共済制度

障がい児・者を扶養している方が健康なうちに掛金を拠出し、扶養者が死亡したり重度の障がいとなった場合に、障がい者に年金を支給します。

- 1 対象者 1～3級の身体障がい者又は知的障がい者を扶養している、特別な疾病や障がいを有していない65歳未満の方
- 2 掛金額 (1) 1口につき月額9,300円～23,300円
(加入時の扶養者の年齢により異なります。)
(2) 2口まで加入できます。
(3) 掛金の免除・・・20年以上加入し、65歳以上になったとき。
ただし、昭和61年3月31日以前に加入した方は、25年以上加入し、かつ65歳以上となったとき。
- 3 年金 (1) 残された障がい児・者に支給
(2) 1口につき、月額20,000円
- 4 弔慰金 (1) 障がい児・者が亡くなった場合に扶養者に支給
(2) 一時金として1口につき30,000円～250,000円
(加入期間によって異なります。)
- 5 申請先 障がい支援課
- 6 必要書類
 - ・加入等申込書
 - ・保護者と障がい者の住民票
 - ・申込者告知書
 - ・障がい証明書(手帳など)
 - ・年金管理者指定届出書(年金管理が困難なとき)